

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成7年3月31日衛生局長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
<p>第1条～第6条（省略）</p> <p>（井水等の飲料水への使用）</p> <p>第7条 設置者は、井水等が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、14の項から20の項までに規定する物質（以下「テトラクロロエチレン等」という。）が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。</p> <p>第8条～第13条（省略）</p> <p>第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。</p> <p>附 則（省略）</p> <p>別表1 給水設備構造基準（省略）</p>	<p>第1条～第6条（現行のとおり）</p> <p>（井水等の飲料水への使用）</p> <p>第7条 設置者は、井水等が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、14の項から19の項及び21の項までに規定する物質（以下「テトラクロロエチレン等」という。）が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。</p> <p>第8条～第13条（現行のとおり）</p> <p>第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。ただし別表1に掲げる給水設備構造基準および別表2に掲げる給水設備維持管理基準に関する事柄は保健所生活衛生担当部長が定める。</p> <p>附 則（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表1（現行のとおり）</p>	<p>「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う20～51の項の繰り下げによる番号変更</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p>

改正前			改正後			備考
50	色度	5度以下	51	色度	5度以下	
51	濁度	2度以下	52	濁度	2度以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令(平15・5・30厚生労働省令第101号)による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令(平15・5・30厚生労働省令第101号)による。			
附表2			附表2 (消毒副生成物12項目)			
番号	項目	基準	番号	項目	基準	
10	(省略)	(省略)	10	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	22	塩素酸	0.6 mg/L以下	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	27	臭素酸	0.01 mg/L以下	
27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	28	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令(平15・5・30厚生労働省令第101号)による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令(平15・5・30厚生労働省令第101号)による。			

改正前			改正後			備考
附表 3			附表 3 (一般有機化学物質 7 項目)			1, 4-ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
14	(省略)	(省略)	14	(現行のとおり)	(現行のとおり)	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
16・ 17・ 18・ 19	(省略)	(省略)	15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	16・ 17・ 18・ 19	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
附表 4			附表 4 (その他 21 項目)			
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(省略)	(省略)	3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 P F O S) 及び	0.00005 mg/L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下				
備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			

改正前			改正後			備考			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下		ペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA)					
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下				
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下				
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下				
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下				
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	41	蒸発残留物	500 mg/L 以下				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下				
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下	43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下				
備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下				
			45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下				
			46	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下				
			備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。						